

鋸南町長 様

U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付申請書

鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	⑩		西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族のうち18歳未満の者の人数	人
		関係人口			交付請求額	円

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、鋸南町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
支給要件の該当性等を審査するため、転入日及び世帯状況等を公簿により確認すること		A. 同意する		B. 同意しない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	
----	--

5 (東京23区への通勤者及び通学者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤・通学履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業・通学先	通勤・通学先住所

管理コード（千葉県及び鋸南町使用欄）

--

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱に関する報告及び立入調査について、千葉県及び町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に鋸南町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に鋸南町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される鋸南町からの確認により、現況の報告を求められた場合は、それに応じます。

別紙 2

鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業に係る個人情報の取扱い

- 1 千葉県及び鋸南町は、鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
また、千葉県及び鋸南町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 2 鋸南町は、公益財団法人千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業の交付決定を受けている対象者の場合、次の（１）から（３）までの事項の取り扱いをします。
 - （１）鋸南町は、移住支援金の交付を決定した場合、公益財団法人千葉県産業振興センターに対し、交付決定対象者の氏名及び交付決定日を、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて通知します。
 - （２）公益財団法人千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消した場合、鋸南町は、鋸南町が移住支援金に係る交付決定取消事務を行うために必要な範囲で、公益財団法人千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定取消に関する情報の提供を受けます。
 - （３）千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る伴走支援に必要があるとして公益財団法人千葉県産業振興センターから求めがあった場合、鋸南町は、鋸南町の把握している住所及び連絡先を公益財団法人千葉県産業振興センターに情報提供します。